

新潟空港オンリーワン路線団体交流利用促進支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港オンリーワン路線活性化実行委員会は、民間団体が行うロシアとの交流における新潟空港発着のハバロフスク線及びウラジオストク線の利用促進を図るため、同路線の利用等に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の対象となる民間団体は、新潟空港発着のハバロフスク線又はウラジオストク線を利用して来県したロシアの団体と交流を行う県内に所在する民間団体とする。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象事業は、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 新潟空港発着のハバロフスク線又はウラジオストク線を利用して来県したロシアの団体との交流を行うものであること
- (2) ハバロフスク線又はウラジオストク線の利用人数が2名以上であること

(交付額)

第4条 助成金の交付金額は、1人につき5千円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記第1号様式)を新潟空港オンリーワン路線活性化実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を求めた上で助成金の交付決定をすることができる。

(助成金の交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付することができる。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(経費の20%を超えない範囲での変更を除く。)をする場合又は助成事業の内容の変更をする場合においては、助成金事業計画変更承認申請書(別記第2号様式)により事前に会長の承認を受けるべきこと
- (2) 助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関する事項
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、事前に会長の承認を受けるべきこと
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告しその指示を受けるべきこと

(5) その他会長が必要と認める事項

(事業の遂行)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、この要綱の規定及びこの要綱の規定に基づく会長の指示並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(事業の中止)

第9条 事業を中止するときは、助成金事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）にその理由を記載し、速やかに会長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 会長は、必要と認めるときは助成金の交付決定を受けた者に対して遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 事業の完了日から起算して30日以内に助成金実績報告書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 会長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知するものとする。

(助成金の支払)

第13条 会長は、前条により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金請求書（別記第5号様式）により助成金の請求があった場合には、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第14条 会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき
- (2) 期限内に事業を遂行する見込みがないとき
- (3) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (4) 交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。